

千葉県低炭素建築物新築等計画認定申請に関する取扱要領

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号。以下「政令」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）及び千葉県使用料及び手数料条例（昭和31年3月31日条例第6号。以下「手数料条例」という。）の定めにあるもののほか、これらに関する取扱いを定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語の定義は、法、政令及び省令によるものとする。

- 一 登録省エネ判定機関 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。
- 二 計画認定 法第53条第1項及び第55条第1項に規定する炭素建築物新築等計画（変更があったときは、その変更後のもの。）をいう。
- 三 誘導基準 建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）をいう。
- 四 品確法 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）をいう。
- 五 登録住宅性能評価機関 品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。
- 六 設計住宅性能評価書 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。
- 七 建設住宅性能評価書 品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書をいう。
- 八 検査済証 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項、第18条第22項、又は第18条第26項に規定する検査済証をいう。
- 九 手数料 手数料条例別表第一財産又は事務の種類「都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）に基づくもの」で設定されている額

第2章 計画認定

(認定申請に添付する図書)

第3条 省令第41条第1項の規定に基づき所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- 一 代理者によって申請を提出する場合における当該代理者に委任することを証する書類（以下「委任状」という。）又はその写し。
- 二 登録省エネ判定機関により建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合することを証する技術的審査適合証が交付されている場合 当該技術的審査適合証又はその写し
- 三 登録住宅性能評価機関により建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合することを証する技術的審査適合証が交付されている場合は、当該技術的審査適合証又はその写し
- 四 住宅品質確保法第六条第一項の設計住宅性能評価書（断熱等性能等級が等級5以上及び一次

エネルギー消費量等級が等級 6 以上であることを証するものに限る。) が交付されている場合
当該設計住宅性能評価書又はその写し

五 法第 3 条第 2 項第 4 号の規定に基づく平成 2 4 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 1
8 号第 4. (2) ③に規定する都市の緑地の保全への配慮に係る制限等を有する地域での申請に
あつては、その制限等に適合する旨の証明書等。

2 省令第 4 1 条第 3 項の所管行政庁が不要と認める図書は、前項第二号から第四号までに掲げる
図書のいずれかを知事に提出する場合における省令第 4 1 条第 1 項の表の (い) 項に掲げる各種計
算書とする。

3 第 1 項第二号から第四号までに掲げる図書を計画に添付する場合、正本に写し、副本に原本を添
付するものとする。

(手数料条例の扱い)

第 4 条 手数料条例別表第一の炭素建築物新築等計画認定申請手数料の「申請に係る炭素建築物新
築等計画が、登録建築物エネルギー消費性能判定機関等により法第 5 4 条第 1 項各号に掲げる基
準に適合していると認められたものその他これに類するものとして知事が定めるものである場合」
は、前条第 1 項第二号から第四号までに掲げる図書のいずれかを知事に提出するものである場合
とする。

(確認の申出)

第 5 条 法第 5 4 条第 2 項の規定による申出をしようとする者は、建築基準法 (昭和 2 5 年法律第 2
0 1 号) 第 6 条第 1 項に規定する確認の申請書の正本及び副本のほか、次の各号に掲げる場合の区
分に応じ、当該各号に定めるものを知事に提出するものとする。

一 申出に係る向上計画が、建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認にあたり同法第 6 条の 3
第 1 項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を
要するものである場合 建築基準法第 6 条の 3 第 7 項の適合判定通知書

二 建築基準法第 9 3 条第 1 項の規定により消防長又は消防署長の同意を得る必要がある場合
建築基準法第 6 条第 1 項の確認申請書の副本

2 法第 5 4 条第 2 項の規定による申出をしようとする者は、建築基準法第 6 条の 3 第 1 項ただし
書に規定する構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定め
る要件を備える者である建築主事が、建築基準法施行令 (昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号) 第 9 条の 3
の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をするよ
う申出をすることができる。この場合において、当該審査部分については、前項第一号の規定は適
用しない。

(計画認定の軽微な変更)

第 6 条 建築主は、省令第 4 4 条の規定による計画認定に軽微な変更がある場合にあっては、軽微な
変更に関する説明書を作成し、知事に提出するものとする。

2 建築主は、省令第 4 5 条の規定により計画認定の変更が軽微な変更該当していることを証す
る書面の交付を求める場合にあっては、変更後の計画認定に関する書類として、軽微変更該当証明
申請書 (正本及び副本) を作成し、それぞれ省令第 4 1 条第 1 項に規定する図書を添えたもの及び
当該計画の変更に係る直前の計画認定に要した書類 (変更に係る部分に限る。) を知事に提出する
ものとする。

3 代理者によって前項の申請をする場合にあっては、委任状又はその写しを添えて申請するもの
とする。

(申請の取下げ)

第7条 建築主は、計画認定の申請をした後に、当該計画認定を受ける前に申請を取下げの場合にあつては、取下げ届を作成し、知事に提出するものとする。

(計画認定の取りやめ)

第8条 建築主が、計画認定を受けた工事を取りやめる場合にあつては、取りやめ届を作成し、省令第43条第2項に規定する認定書の写しを添えて知事に提出するものとする。

(名義変更届)

第9条 計画認定の通知を受けた建築主は、当該認定に係る建築物の建築が完了する前に、建築主の名義に変更があつたときは、名義変更届を作成し、省令第43条第2項に規定する認定書の写しを添えて知事に提出するものとする。

(報告書の提出)

第10条 認定を受けた建築物の建築工事が完了した建築主は、法第56条の規定により認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書を作成し、当該各号に定めるものを添えて知事に提出するものとする。

一 当該建築物の検査済証の写し。なお、建築確認が不要な場合は、2面以上の建築物の外観写真とする。

二 工事監理報告書又はその写し

2 前項の場合のほか、法第56条の規定による報告を求められた建築主は、計画認定の状況について報告書(正本及び副本)を作成し、知事に提出するものとする。

附則(令和3年4月1日 建第950号)

(施行期日)

1 この取扱要領は、令和3年4月1日から施行する。

(旧要領の廃止)

2 「低炭素建築物新築等計画の認定申請に係る取扱要領(平成24年12月4日付け建第1268号)」を廃止する。

附則(令和4年9月29日 建第653号)

(施行期日)

1 この要領は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前にされた法第53条第1項の認定の申請であつて、この要領の施行の際、まだその認定をするかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

3 この要領の施行の日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる法第54条第1項の認定を受ける低炭素建築物新築等計画の変更については、改正後の要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則(令和5年3月28日 建第1371号)

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則(令和6年3月27日 建第1237号)

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則（令和7年3月28日 建第1585号）

（施行期日）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。